



2026年6月30日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION  
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎  
(コード番号 8894 東証スタンダード)  
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎  
(TEL. 03-6627-3487)

### 連結子会社 WeCapital 株式会社の元代表取締役への訴訟について一部取り下げのお知らせ

当社の連結子会社である WeCapital 株式会社（以下「We 社」といいます。）は、2025 年 8 月 29 日付開示資料「連結子会社 WeCapital 株式会社における元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ」の通り、We 社の元代表取締役の松田悠介氏（以下「松田氏」といいます。）に対して損害賠償等請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起しておりましたが、本日、本訴訟の一部につき取下書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 一部取り下げを行う前の本訴訟内容

##### (1) 訴訟を提起した裁判所

東京地方裁判所

##### (2) 提訴年月日

2025 年 8 月 29 日

##### (3) 訴訟内容

損害賠償請求（会社法 423 条 1 項（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）、民法 709 条（不法行為による損害賠償））

返還合意に基づく支払義務

##### (4) 訴訟金額

2 億円

なお、この 2 億円は、返還合意に基づく支払義務約 20 百万円の全額及び We 社の完全子会社であるヤマワケエステート株式会社（以下「YE 社」といいます。）が組成したクラウドファンド案件のなかで償還延期あるいは運用期間延長となっている一部の案件における損害賠償金としての約 17 億 9 百万円の一部請求金額となります。

#### 2. 本訴訟の一部につき取下書を提出した裁判所及び年月日

##### (1) 裁判所：東京地方裁判所

##### (2) 提出年月日：2026 年 6 月 30 日

### 3. 本訴訟を取り下げした者（原告）

- (1) 名称：WeCapital 株式会社
- (2) 所在地：東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート 12F
- (3) 訴訟における代表者：監査役 細野 太郎

### 4. 取下書を提出した本訴訟内容

- (1) 取下書を提出した本訴訟内容（取下げの対象となる訴訟内容）  
損害賠償請求（会社法 423 条 1 項（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）、民法 709 条（不法行為による損害賠償））
- (2) 取下対象となる訴訟金額  
YE 社が組成したクラウドファンド案件のなかで償還延期あるいは運用期間延長となっている一部の案件における損害賠償金としての約 17 億 9 百万円の一部請求金額である 2 億円のうち約 1.8 億円
- (3) 取り下げない訴訟内容  
返還合意に基づく支払義務（金額約 20 百万円）

### 5. We 社が本訴訟の一部につき取下書を提出した経緯

本訴訟における損害賠償対象となっていた「YE 社が組成したクラウドファンド案件のなかで償還延期あるいは運用期間延長となっている一部の案件」は、以下の案件となっております。

ファンド No.	ファンド名称	募集金額	募集利回り
25	青森・八戸地方再生にアジアエンタメインドアテーマパーク	697 百万円	13.5%
37	東京都世田谷区岡本バリューアップファンド	343 百万円	11.5%
38	沖縄県阿嘉島リゾートヴィラファンド	317 百万円	11.5%
59	札幌市宮の森 隈研吾&KnightFrank 社高級レジデンス	749 百万円	18.4%
69	札幌市宮の森 2nd 隈研吾&Knight Frank 社	555 百万円	15.9%
106	札幌市宮の森 3rd 隈研吾&Knight Frank 社	320 百万円	13.0%
119	札幌市宮の森 4th 隈研吾&Knight Frank 社	635 百万円	13.8%

2025 年 8 月 29 日の提訴後、当社グループにて一丸となって YE 社が組成したクラウドファンド案件のうち償還延期あるいは運用期間延長となっている一部案件の償還延期などの解消に注力した結果、2026 年 2 月 20 日付開示資料「当社子会社に対する行政処分に関するお知らせ」における「5. 岡本案件と阿嘉島案件の償還延長解消のめどについて」にて記載する通り、上表のファンド No. 37 および 38 の案件は、すくなくとも投資家の方々へ元本の償還が可能な内容で第三者の協力会社との間で売買契約等を締結しており、償還延長解消が 2026 年 10 月までに見込まれております。

ただし 2026 年 3 月 16 日付開示資料「業績予想の修正に関するお知らせ」にて NO. 37 の案件と No. 38 の案件については、第三者の協力会社との間で締結した売買契約にはそれぞれに特約条項が付されていて、条件充足後に売却しファンドの償還となる予定であることと、当該 2 件の売却

およびファンドの償還時期については 2026 年 3 月 16 日当時未定としておりました。本日時点で、上記の状況から追加でお知らせする事項はございません。

同様に、2026 年 3 月 31 日付開示資料「当社子会社のクラウドファンド案件における契約締結に関するお知らせ」でお知らせした通り、上表のファンド No. 25 の案件についても、もし契約条件どおりに決済に至った場合には投資家に対してすくなくとも投資元本の償還が可能となる内容での契約を締結しており、償還延期の解消を見込んでおります。

なお、当該契約は、決済条件を充足した後に決済が履行される内容となっており、当該代金決済を想定している決済スケジュールは遅くとも 2027 年 3 月までとなっており、2027 年 10 月期となっておりますが、期日を繰り上げての決済の可能性がございます。反対に想定スケジュールの 2027 年 3 月を超える可能性もございます。

また、上表のファンド No. 69、106 および 119 の案件はすでに 2025 年 12 月に元本部分についての償還を完了しております。

なお、松田氏に対する責任追及は当社グループ全体で行っているところ、その全体の方針の再検討に伴い、ファンド No. 59 の案件は、松田氏が社内手続きを経ずに独断で契約締結を行った結果 YE 社での損失計上となっていた案件でしたが、そちらについても今回の取下げの対象に含めることといたしました。

このような状況に加え、2026 年 6 月 15 日付開示資料「2026 年 10 月期半期報告書のレビュー結論不表明に関するお知らせ」および同日開示資料「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」でお知らせのとおり、当社のクラウドファンディング事業について早急に対応すべく事象も発生している状況を鑑み、本訴訟の一部を取り下げすることといたしました。

## 6. 今後の対応

本日、上記の本訴訟の取り下げ内容を裁判所へ「訴えの一部取下書」として We 社の監査役が提出しております。

今後、取り下げの対象となっていない返還合意に基づく支払義務（訴訟金額は約 20 百万円）については、引き続き本訴訟において松田氏の責任を追及していく予定です。

なお、2025 年 8 月 8 日付開示資料「連結子会社の元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ」で公表した、YE 社における松田氏に対する損害賠償請求訴訟については継続する方針ですが、今後に対応の変更があった際は適時開示にてお知らせします。

以 上